

公告第826号

規程の制定・廃止について

規程第39条を制定し、規程第16条を廃止いたします。

つきましては、健康保険法施行令第3条の規定により公告いたします。

記

39. ポイント付与規程

(別紙)

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

16. 契約保養所利用補助費支給規程

(別紙)

この規程は、令和2年4月1日で廃止する。

令和2年3月9日

ダイハツ健康保険組合
理事長 松下 範至

ダイハツ健康保険組合
ポイント付与規程

令和 2. 2. 24 制定（第 163 回組合会）

（目的）

第 1 条 この規程は、ダイハツ健康保険組合加入員の各種保健事業への参加率向上による健康維持増進を目的に、健康保険組合で予め定める目標達成者に対し、商品等への交換可能なポイントを付与することを定める。

（本制度の運営）

第 2 条 本制度の運営に当たっては、ダイハツ健康保険組合のホームページ内の健保ポータルを利用する。

（ポイントの付与）

第 3 条 加入員に付与する毎年度のポイントの上限を組合会に諮り議決することとする。なお、ポイントの上限が前年度と変更が無い場合はこの限りではない。

- 2 ポイント付与数および付与回数については、運用内規で定め、組合会の了承を得る。
- 3 ポイントは本制度の中でのみ有効であり、換金することはできない。
- 4 当該年度に付与されたポイントは、当該年度の翌々年度末まで利用可能とする。

（ポイント利用申込）

第 4 条 本制度を利用しようとする者は、ダイハツ健康保険組合のホームページから健保ポータルにアクセスし、それぞれ指定された申込方法にて申込を行う。また、利用可能なポイント数を確認し、その範囲で利用申込を行う。

（ポイントの失効）

第 5 条 加入員の資格を喪失した場合は、資格喪失した日から、ポイントは失効し、利用不可とする。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

ダイハツ健康保険組合
契約保養所利用補助費支給規程

昭和 40.7.6 制定 (第 28 回組合会)
昭和 41.7.22 改正 (第 32 回組合会)
昭和 42.2.22 改正 (第 33 回組合会)
昭和 43.7.16 改正 (第 37 回組合会)
昭和 44.2.21 改正 (第 39 回組合会)
昭和 44.7.22 改正 (第 40 回組合会)
昭和 45.2.20 改正 (第 41 回組合会)
昭和 49.7.22 改正 (第 52 回組合会)
昭和 52.3.1 改正 (届出昭和 52.3.31)
昭和 52.7.19 改正 (第 60 回組合会)
昭和 54.8.1 改正 (届出昭和 54.8.11)
昭和 56.7.22 改正 (第 70 回組合会)
昭和 58.2.24 改正 (第 74 回組合会)
昭和 59.2.21 改正 (第 76 回組合会)
平成 6.2.21 改正 (第 101 回組合会)
令和 2.4.1 廃止 (第 163 回組合会)

(目 的)

第 1 条 この規程は、組合の直営保養所を利用できない地域に勤務する被保険者とその被扶養者が、これに代えて契約保養所を利用した場合に、費用の負担を軽減するため支給する補助費について定める。

(適用の範囲)

第 2 条 補助費の支給は、健康の保持増進を目的とする一泊以上の宿泊保養に対して行うものとし、いわゆる日帰りのリクリエーション行事等に対しては適用しない。

(支給の対象)

第 3 条 補助費の支給の対象は、組合の直営保養所を利用できない地域に勤務する被保険者とその被扶養者に限るものとする。

(契約保養所)

第 4 条 この規程でいう契約保養所とは、組合または健康保険組合連合会が契約したいわゆる指定保養所とする。ただし、指定保養所を利用しがたい特別の事由がある場合に、その他の施設を利用し事業所長が認定したときは、これを契約保養所とみなす。

(支 給 額)

第 5 条 補助費は、組合の会計年度（当年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）の 1 年間に
おいて 1 人当たり 1 回 3,000 円を限度として、3 回まで支給する。

(請求手続)

第6条 補助費の支給を受けようとする者は、所定の契約保養所利用補助費請求書に利用した保養所の領収書を添付して、組合に請求するものとする。

(支 払)

第7条 補助費の支払日は毎月末日とし、当日が休日のときはその前日とする。

毎月の支払日に支給する補助費は、その支払日の10日前までに請求のあった分とする。

附 則

この規程は公示の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。